

◆御依頼日： 7 月 16 日

◆御依頼内容：

G20 各国（＋台湾）で、それぞれ大麻の使用が合法化されているか否か

G20 における大麻の合法化の状況について、資料 1 にまとめました。関連資料（資料 2～資料 16）とともに提供します。台湾については資料が見当たりませんでした。衛生福利部の許可を得て、医師の処方に基づく大麻由来成分を含む医薬品を使用することは可能であるようです¹。

資料1. 国立国会図書館調査及び立法考査局社会労働調査室・課「G20 諸国における大麻使用合法化の状況について」令和 2 年 8 月 31 日

資料2. 国際薬物政策コンソーシアム（IDPC）「世界各国の医療用大麻の政策と実践」2018.4. <<http://cannabis.kenkyuukai.jp/images/sys/information/20180528163600-E58B5FB67156756A1AEF6628181C36D0B731B1B620BCB72E8B1FBC1AA4E60F1F.pdf>>

資料3. 長吉秀夫『大麻 禁じられた歴史と医療への未来』コスミック出版, 2019, pp.21-54.

資料4. 富山健一・船田正彦「海外における大麻規制緩和と社会への影響」『精神科治療学』35(1), 2020, pp.13-18.

資料5. 富山健一・船田正彦「国内外における大麻規制の現状」『医学のあゆみ』2019.12.14, pp.1201-1206.

資料6. 「カナダでマリファナ合法化へ 嗜好用・医療用大麻をめぐる各国の状況」『AFPBB News』2018.6.20. <<https://www.afpbb.com/articles/-/3179256>> <<https://www.afpbb.com/articles/-/3179256?page=2>>

資料7. 「カナダが大麻解禁 密売防止、税収増狙う」共同通信（47 行政ジャーナル）2020.10.17.

資料8. 佐藤哲彦「カナダで嗜好用の大麻合法化へ 北米が大麻産業の集積地に」『エコノミスト』2017.6.6, pp.92-94.

資料9. 山口重樹・山田恵子「カナダの大麻最新事情」『ペインクリニック』2019.11, p.1435-1443.

資料10. 「英国で医療大麻が合法化 専門医が処方可能に」『BBC ニュース』2018.11.1. <<https://www.bbc.com/japanese/46053762>>

資料11. 「ブラジル衛生監督庁 大麻薬品の製造、流通を許可」『ニッケイ新聞』2019.12.5.

資料12. 藤原夏人「韓国 医療目的による大麻使用の合法化」『外国の立法』No.279-2, 2019.5, pp.18-21.

資料13. 中園明彦「大麻合法化を巡り各州で盛り上がる議論」『エコノミスト』2018.12.25, p.64.

資料14. 「「嗜好用大麻の禁止は違憲」解禁の動き加速か メキシコ」『時事通信ニュース』2018.11.2.

資料15. 「メキシコ与党、大麻解禁法法案提出へ」『時事通信ニュース』2018.11.7.

資料16. 「南ア、「大麻の私的な場での個人的使用は合法」憲法裁が判断」『AFPBB NEWS』2018.9.18. <<https://www.afpbb.com/articles/-/3190054>>

担当：社会労働課 近藤倫子（内線：衆議院から 98-23510 / 参議院から 970-23510）

¹ 「衛福部正式回應公共政策網路參與平臺提點子「開放醫療用大麻」提案」2020.5.7. <<https://www.mohw.gov.tw/cp-16-53091-1.html>>

令和 2 年 8 月 31 日

調査及び立法考査局

社会労働調査室・課

G20 諸国における大麻使用合法化の状況について

	医療用	嗜好用	備考
カナダ	○	○	【嗜】政府が認めたルートに限り、生大麻、乾燥大麻、オイル、種の売買を合法化。成人 1 人 30g まで外で所持可。自宅では 4 株まで栽培可。未成年への販売・譲渡や大麻使用時の自動車運転は禁止 ^(注1) 。
フランス	△	×	【医】サティベックス、エピディオレックス販売許可。マリノールは暫定使用承認 (ATU) による使用可。合法化の議論があり、国立医薬品・医療用品安全管理機構が 3,000 人を対象に実験を実施 ^(注2) 。
ドイツ	○	×	
イタリア	○	×	
日本	×	×	
英国	○	×	
米国 (連邦)	×	×	【医】33 州及びワシントン D.C. で合法。食品医薬品局 (FDA) はエピディオレックス、マリノール (及びシンドロス)、セサメットを承認 ^(注3) 。
アルゼンチン	○	×	【嗜】11 州及びワシントン D.C. で合法 ^(注3) 。
オーストラリア	○	×	^(注4)
ブラジル	△	×	【医】国家衛生監督庁 (Anvisa) の大麻由来成分を使用した医薬品の国内製造・販売等を許可 ^(注4) 。
中国	—	×	【医】医療目的の使用について法律上の規定はないが、大麻由来成分を含む医薬品の販売等は認められていない。
インド	×	×	【嗜】バンゲー (大麻製品の一つ) は麻薬・向精神薬法の対象外 (州の規制に従う)。
インドネシア	不明	×	
韓国	○	×	^(注6)
メキシコ	○	(○)	【嗜】嗜好用大麻使用の禁止を違憲とする 2018 年 10 月末の最高裁判決を受け、与党が合法化のための法案を提出 ^(注7) 。
ロシア	×	×	
サウジアラビア	×	×	
南アフリカ	○	(○)	【医】ドロナビノール (マリノールの一般名) 承認。保健省の許可を得て未承認薬等の輸入や使用等を行うことが可能 ^(注8) 。
			【嗜】2018 年 9 月に憲法裁判所が、成人による私的な場での個人的使用・栽培は犯罪とはみなされないと判断し、これを反映した立法を 24 カ月以内に行うよう議会に要求 ^(注9) 。
トルコ	△	×	【医】医療目的での大麻の処方を受けている (保健大臣の許可が必要)。
欧州連合・欧州中央銀行	—	—	

(注1) 「カナダ、押し寄せる大麻マネー」『朝日新聞』2018.11.14.

(注2) Huguette Tiegna, "Health Issues of cannabis," *Science and Technology Briefings*, 2019.11. <https://www.senat.fr/fileadmin/Fichiers/Images/opecst/quatre_pages_anglais/OPECST_2020_0011_cannabis_briefing.pdf>

- (注3) 富山健一・舩田正彦「海外における大麻規制緩和と社会への影響」『精神科治療学』35(1), 2020, pp.13-18.
- (注4) 「カナダでマリファナ合法化へ 嗜好用・医療用大麻をめぐる各国の状況」『AFPBB News』2018.6.20. <<http://www.afpbb.com/articles/-/3179256>> <<https://www.afpbb.com/articles/-/3179256?page=2>>
- (注5) 「ブラジル衛生監督庁 大麻薬品の製造、流通を許可」『ニッケイ新聞』2019.12.5.
- (注6) 藤原夏人「韓国 医療目的による大麻使用の合法化」『外国の立法』No.279-2, 2019.5.
- (注7) 「「嗜好用大麻の禁止は違憲」解禁の動き加速か」『時事通信ニュース』2018.11.2; 「メキシコ与党、大麻解禁法案提出へ」『時事通信ニュース』2018.11.7. 当初、最高裁は2019年10月までの立法を求めていたが、2度期限が延長され、2020年12月15日が期限となっている(Deadline to legalize marijuana in Mexico extended again," *Marijuana Business Daily*, 2020.4.18. <<https://mjbizdaily.com/deadline-to-legalize-marijuana-in-mexico-extended-again/>>).
- (注8) South African Health Products Regulatory Authority (SAHPRA), "Frequently Asked Questions: Cannabis and Related Substances," 2019.10.25. <https://www.sahpra.org.za/wp-content/uploads/2020/01/Cannabis_and_related_substances_A5_final-1.pdf>
- (注9) 「南ア、「大麻の私的な場での個人使用は合法」 憲法裁が判断」『AFPBB News』2018.9.18. <<https://www.afpbb.com/articles/-/3190054>>; "South Africa's highest court gives green light to private use of cannabis," Reuters, 2018.9.18. <<https://www.reuters.com/article/us-safrica-cannabis/south-africas-highest-court-gives-green-light-to-private-use-of-cannabis-idUSKCN1LY1M7>>
- (出典) 国際薬物政策コンソーシアム (IDPC) 「世界各国の医療用大麻の政策と実践」2018.4. <<http://cannabis.kenkyuukai.jp/images/sys/information/20180528163600-E58B5FB67156756A1AEF6628181C36D0B731B1B620BCB72E8B1FBC1AA4E60F1F.pdf>>; World Law Group, "2020 Global Report on Cannabis Policy," 2020.6. <<https://www.theworldlawgroup.com/writable/documents/news/6.25.2020-Final-Cannabisi-Guide.pdf>>; 富山健一・舩田正彦「海外における大麻規制緩和と社会への影響」『精神科治療学』35(1), 2020, pp.13-18; N. Krcevski-Skvarc et al., "Availability and approval of cannabis-based medicines for chronic pain management and palliative/supportive care in Europe: A survey of the status in the chapters of the European Pain Federation," *European Journal of Pain*, 2018.3, pp.440-454; 長吉秀夫『大麻 禁じられた歴史と医療への未来』コスミック出版, 2019, pp.21-54.等を基に作成。

担当：社会労働課 近藤倫子